



中国税務局の2012年度の租税回避防止重点業務領域

本稿要旨

- 2012年3月に2つの新しい移転価格法令が施行
- 専門家合同審査制度が正式始動
- SATが移転価格総合リスク指標を開発
- 「地域・業界別」が移転価格調査の新傾向
- 自動車、海運、小売業界が引き続き重点調査対象

概要

中国国家税務総局(「SAT」)による2011年度の租税回避防止業務の総括記事(「本記事」)が2012年2月24日付の中国税務報に掲載された(原題「監控跨国公司利润水平是今年反避税重点」)。中国の税務機関は、過去数年にわたり、租税回避防止業務の執行を強化しており、その執行範囲も拡大している。本稿では、本記事の内容とともに、最新の中国移転価格規制の執行状況を紹介する。

新しい法令の施行

中国の租税回避防止の法体系は、複数の法律、法令および、規定からなる重層構造をとっている。すなわち、中国新企業所得税法および施行条例が法律基礎をなし、「特別納税調整実施弁法(試行)」(「国税発[2009]2号文」)が移転価格規制のガイドラインを提供している。

2012年3月に、中国で租税回避防止にかかる2つの新しい法令が施行された。「特別納税調整重大案件合同審査業務規定(試行)」と「特別納税調整内部業務規定(試行)」である。これらの新規制の施行は、2009年の国税発[2009]2号文の公布以来、中国移転価格税務の法整備における最大の進展といえるであろう。

専門家合同審査および中央集権的報告制度

SATは、中国各地の租税回避防止の業務執行を規範化し、監督管理するため、中央集権的報告制度を確立した。2005年以来、全ての租税回避防止案件が、各レベルの税務機関の審査を経て、SATに報告され、その最終審査を受けることとなっている。また、SATは各省市の税務局に対し、専門家合同審査制度を設けることを促してきた。

新たに施行された重大案件合同審査業務規程は、SAT レベルでの専門家合同審査制度を導入し、各地の移転価格調査業務を規範化し、重要案件の調査クオリティを上げることを目的としている。この制度の下では、少人数の専門家グループが、まず各地の税務機関から報告された移転価格案件を分析検討し、最終審査のため SAT に報告する。

租税回避防止の業務規定の規範化

新しい法令の施行は、全国的な租税回避防止業務規範化のための SAT による一連の政策の一部ととらえることができる。国税発[2009]2 号文の公布により、各地の税務機関お担当官および納税者に対し、中国における移転価格の包括的ガイドラインが示された。しかし、あくまでガイドラインであるという法令の性格上、各地における実際の法執行では、地域によって処理が異なるという現象が否応なく見受けられた。

今回新たに「内部業務規程」が施行されたが、これにより現状の業務プロセスが実質的に大きく変化することはないであろう。むしろ、2008 年に施行された新企業所得税法により、中国で初めて法制化された過少資本管理や、一般租税回避管理等の新しい分野において、実務規定が定められるものと見込まれる。

移転価格総合リスク指標の開発

本記事によると、中国税務機関は、移転価格問題の疑われる企業を洗い出し、移転価格調査の案件ソースを確保する目的で、総合指標体系の構築を進めている。

この指標の開発は、過去数年にわたり SAT が整備してきた内部データベースが基礎となっていると考えられる。SAT の内部データベースは、ベンチマークリング分析を行う際に、横断的に比較対象企業を参照したり検証するためにも用いられている。

SAT は業界という切り口で、関連者取引の利益水準が低い業界・企業グループ・企業を選別することも行っている。この時、中国の税務機関が、上述の総合リスク指標を活用し、異なる業界、年度および、地域の関連者取引の比較分析を行うことが予想される。その分析を基礎とし、業界特徴や特定の業界に見られる租税回避スキームの研究を行うことで、業界別の移転価格管理を強化していくと見込まれる。

今後、移転価格調査対象企業の選定にあたり、上記のようなシステム化された効率の高い方法が活用されるようになると考えられる。

最新統計

本記事に掲載された最新データによると、2011 年の租税回避防止業務*による中国の税収増加額は 239 億人民元であり、前年比で管理業務が 208 億人民元の増収、サービス業務が 7 億人民元の増収、調査業務が 24 億人民元の増収を達成した。

(単位: 10 億人民元)

	2010	2011	前年比
管理業務	7.168	20.8	190.18%
サービス業務	0.796	0.7	-12.06%
調査業務	2.308	2.4	3.99%

*三位一体

SATは、租税回避防止業務を「管理」・「サービス」・「調査」の「三位一体」の業務として推進している。管理業務は、主に同時文書と関連者取引申告表の審査を指す。サービス業務は事前確認と相互協議、調査業務は移転価格調査と5年間の追跡管理を含む。

また、中国に二国間 APA または相互協議による対応的調整を申請した企業はすでに 120 社以上に上る。2011 年に、SAT はアメリカ、日本、韓国等 7カ国と 10 回の相互協議を開催し、29 件の案件を協議した。うち、合意案件が 7 件、正式署名にいたった案件が 5 件である。相互協議を通じた中国の税収増額は 7 億人民元であり、多国籍企業に発生した二重課税 32 億人民元を解消した。

2012 年の SAT の重点業務領域

• 重点業界

本記事によると、SAT は「地域・業界別」という新戦略のもと移転価格調査を展開している。各地域の税務機関がそれぞれ異なる業界を対象として調査を行うものである。SAT が各地域の業界分布を分析し、それぞれの地域で多額の移転価格調整収入が見込まれる業界を特定し、その調査を現地の税務機関に指示したものと考えられる。KPMG の情報では、各地で SAT の指示を受けた初期的分析や情報収集がすでに開始されている。

SAT は従前から業界一斉調査、企業グループ一斉調査といった全国調査を積極的に展開しており、それは対象となった業界全体の利益底上げにつながった。こうした地域を跨ぐ一斉調査が統一的に実施されるよう、SAT は税務機関内部の一連の規範制度の確立にも努めてきた。

中国では、サービス、貿易、金融といった第三次産業が発達してきており、SAT もこれらの業界に業務の拡大余地があると見ている。本記事の中で、SAT の注目業界として小売業、不動産業、海運業が挙げられていることも、こうした動向を裏付けるものである。

• 取引類型

取引類型の面では、無形資産取引や金融取引などが SAT の業務拡大目標に掲げられている。歴史的に中国の税務機関は有形資産売買取引に注目する傾向が高かつたが、中国経済における高付加価値製造業やサービス業の比重増加に伴い、税務機関による租税回避業務の対象取引類型にも多様化が見られる。

• 移転価格算定方法

SAT はインカム・アプローチ、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチ等の定量分析方法を通じた、無形資産や株式などの資産価値評価を積極的に試みている。本記事によると、2011 年に税務機関はインカム・アプローチの研究と運用に一定の成果を上げている。このような分析手法の高度化も、無形資産取引に対する税務機関の業務執行強化に寄与している。

• 事後調査から予防管理へ

SAT は事後調査中心だったこれまでの租税回避防止業務から、予防管理を重視する方向に転換しつつある。移転価格調査は税務機関と納税者の双方にとって、時間やコストの負担が大きい。SAT は、移転価格調査に替えて、関連者取引申告や同時文書の管理を強化することで、納税者自らがコンプライアンス意識を高め、自ら利益を調整することを期待している。

それに伴い、税務機関が正式な移転価格調査を立てることなく、納税者に「自主調整」を促すケースが増える可能性がある。この場合、納税者は「自主調整」に応じるか慎重に判断する必要がある。調整に応じ二重課税が発生した場合、通常、自主調整は対応的調整など救済措置の対象外であるためである。また、たとえ自主調整を行つたとしても、税務機関には依然として移転価格調査を行う権利があることにも注意すべきである。

総合的に見れば、予防管理への重心転換は税の不確実性が一定程度低減されるという意味で、納税者にとっても歓迎すべき方向であるといえるだろう。

今後の SAT の重点業務領域

本記事によると、SAT の 2012 年の業務目標は、被支配外国企業管理、一般租税回避管理、タックスヘイブン税制などの分野で具体的な業務プロセスや職責を明確化することである。また、各レベルの税務機関は、引き続き関連者取引申告の審査や同時文書管理を強化し、業界・グループ一齊調査や相互協議を行う際の基礎を確実なものとすることが打ち出されている。

Contact us – Global Transfer Pricing Services



Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com



Cheng Chi

Partner in Charge, Transfer Pricing
China & Hong Kong SAR
Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Northern China



Irene Yan

Partner
Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Southern China



Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Central China



Cheng Chi

Partner in Charge, Transfer Pricing
China & Hong Kong SAR
Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com



Angie Ho

Partner
Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com



Yasuhiko Otani

Partner
Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com



Kelly Liao

Partner
Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com



Leonard Zhang

Partner
Tel. +86 (21) 2212 3350
leonard.zhang@kpmg.com



Kari Pahlman

Partner
Asia Pacific Leader, Transfer Pricing
Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com



Amy Rao

Director
Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com



John Kondos

Partner
Asia Pacific Regional Leader
Financial Services - Transfer Pricing
Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com



Karmen Yeung

Partner
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com